

平成31年（2019年）

第4回大阪狭山市教育委員会  
定例会議議事録

平成31年（2019年）4月18日 開催

大阪狭山市教育委員会

## 第4回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

平成31年（2019年）4月18日（木）

午前9時15分 開議

市役所3階 委員会室

### 出席委員（5名）

長谷 雄二	教育長
山崎 貢	教育長職務代理者
田川 宜子	委員
河合 洋次	委員
井上 寿美	委員

### 出席事務局の職員

山崎 正弘	教育部長
酒匂 雅夫	教育部理事
松本 幸代	こども政策部長
谷 義浩	教育部次長兼歴史文化グループ課長
尾島 肇	教育部副理事兼学校教育グループ課長
中森 祐次	教育部副理事兼社会教育・スポーツ振興グループ課長
北野 真也	教育総務グループ課長
寺本 芳之	学校給食グループ課長
井上 知久	子育て支援グループ課長
浜口 亮	保育・教育グループ課長
隅田よし子	学校教育グループ参事
酒谷由紀子	学校教育グループ参事
上尾 悦男	社会教育・スポーツ振興グループ参事
湯川 幹子	子育て支援グループ参事
山本美由紀	子育て支援グループ参事

### 書記

荒川 郁代	教育総務グループ課長補佐
御田 青波	教育総務グループ主査
平井 大地	教育総務グループ主任

## 議事日程

### 開会

教育長報告

### 議事

- 日程第 1 議案第 6 号 社会教育委員の委嘱及び任命について
- 日程第 2 報告第 15 号 令和 2 年度大阪狭山市立小学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命について
- 日程第 3 報告第 16 号 大阪狭山市民間放課後児童会運営事業費補助金交付要綱について
- 日程第 4 報告第 17 号 埋蔵文化財包蔵地について

### 閉会

各グループの報告事項

教育部長（山崎正弘）

皆さん、おはようございます。

それでは、平成31年第4回教育委員会定例会議を始めますが、その前に4月に人事異動がございました。新しく加わったお二人の方にそれぞれ一言ずついただきたいと思います。

井上課長からよろしく願います。

子育て支援グループ課長（井上知久）

この4月に、こども政策部子育て支援グループ課長として異動してまいりました井上でございます。精いっぱい頑張りますので、どうぞよろしく願います。

子育て支援グループ参事（山本美由紀）

失礼いたします。昨年度、こども園からぼっぼえんに異動になりまして、UPっぷ開設に向けていろいろ準備させていただきました。1月に開設になったところで所長の任をいただきました山本美由紀と申します。よろしく願います。

教育部長（山崎正弘）

ありがとうございます。

それでは、以後の進行につきましては教育長、よろしく願います。

教育長（長谷雄二）

それでは、ただいまより、平成31年第4回教育委員会定例会議を開会いたします。

本日の出席員数は定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

また、本日は1名の方から傍聴の申し込みがありましたので、これを許可したいと思います。事務局は、傍聴人を会場へ案内してください。

それでは、改めまして、平成31年第4回教育委員会定例会議を開会いたします。

なお、会議録の署名委員は、会議規則第20条第2項の規定によりまして、山崎教育長職務代理人、田川委員を指名いたします。

教育長報告につきましては、一覧表にしてお

りますのでご覧ください。

教育長報告についてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、早速でございますが、議事に移りたいと思います。

本日の議案でございますが、日程第1、議案第6号、社会教育委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

中森課長。

教育部副理事兼社会教育・スポーツ振興グループ課長（中森祐次）

それでは、議案第6号、社会教育委員の委嘱及び任命についてご説明申し上げます。

資料は1ページ、2ページをご覧ください。

社会教育委員は、社会教育法の規定に基づき設置されているものです。委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの、学識のあるものから選任されます。任期は、令和元年5月1日から令和3年4月30日までの2年間となっております。

2ページにございますのが、選任される10名の予定の皆さんでございます。

以上、簡単な説明ですが、ご審議いただきご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長（長谷雄二）

ただいまの担当の説明について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

ご質問、ご意見等がないようですので、本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

日程第1、議案第6号、社会教育委員の委嘱及び任命については承認されました。

続きまして、日程第2、報告第15号、令和2年度大阪狭山市立小学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

尾島課長。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

それでは、報告第15号、令和2年度大阪狭山市立小学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命についてご説明いたします。

4ページの令和2年度大阪狭山市立小学校教科用図書選定委員名簿をご覧ください。

教科用図書選定委員会につきましては、大阪狭山市附属機関設置条例の規定に基づきまして、附属を定めております。

教科用図書選定委員会は、教育長の諮問を受けて本市の子どもたちにふさわしい教科書選定をするための調査、研究を進めてまいります。

今回、選定委員として委嘱、任命いたしますのは、大阪狭山市小学校校長代表としまして西川理嘉校長、大阪狭山市中学校校長代表としまして田中典子校長。大阪狭山市小学校教頭代表としまして、池淵昌高教頭。小学校児童の保護者は資料のとおりでございます。

教育委員会事務局職員としまして、酒匂雅夫教育部理事、尾島肇学校教育グループ課長、酒谷由紀子学校教育グループ参事でございます。

委嘱期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日まででございます。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長（長谷雄二）

ただいまの説明について、委員の皆様ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいですね。

ご意見、ご質問等がないようですので、本案を原案のとおり承認することにご異議ございま

せんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

日程第2、報告第15号、令和2年度大阪狭山市立小学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命については承認されました。

続きまして、日程第3、報告第16号、大阪狭山市民間放課後児童会運営事業費補助金交付要綱についてを議題といたします。

中森課長。

教育部副理事兼社会教育・スポーツ振興グループ課長（中森祐次）

それでは、報告第16号、大阪狭山市民間放課後児童会運営事業費補助金交付要綱についてご説明します。

6ページから33ページをご覧ください。

本要綱は、民設民営の放課後児童健全育成事業、実施事業者が本市に事業の実施を届け出た上で補助金の交付基準を満たして事業の運営を行う場合、事業にかかわる必要経費の一部を補助することで放課後児童会運営事業への参入を促し、その結果、放課後児童会に入会する必要がある児童の受け皿を拡充し、待機児童対策の一助とするとともに、民間独自の柔軟なサービス展開により保護者の多様なニーズへの対応を図ることを目的として制定するものです。

次に、要綱制定の概要でございます。

第1条は、要綱制定の趣旨を規定しております。第2条から第3条につきましては、補助金の対象となる事業者及び事業の内容を規定しております。

主な内容は次のとおりです。

放課後児童健全育成事業開始届が必要になります。法人格を有する団体であること。大阪狭山市居住の小学生であること。ただし、学年については市と協議調整できるとなっております。児童数は10名以上であること。ただし、開始初

年度はその限りではないと規定しております。

年間開所は250日以上となっておりますが、開所初年度はその限りではないとなっております。

第4条におきましては、補助基準額や対象経費補助額の算定方法を規定しております。

第5条、補助対象期間を規定しております。

第6条、補助金交付申請にかかわる必要書類等を規定しています。

第7条、補助金交付申請から補助金交付決定までの流れを規定しています。

第8条から第9条におきましては、補助金申請事項の変更や補助事業の中止または廃止になった場合の手続きについて規定しております。

第10条、補助事業完了後の実績報告の手続きについて規定しております。

第11条から第12条につきましては、補助金額の確定及び確定を受けてからの補助金の請求及び請求金の交付までの流れを規定しております。

第13条、補助金の概算払いの手続きについて規定しております。

第14条、交付決定の取り消しや返還金が出た場合の手続きについて規定しております。

第15条、補助事業者に係る関係書類の整理や保存について規定しております。

第16条、補助金の交付に関し必要がある場合の補助事業者への立ち入り検査等について規定しております。

第17条、守秘義務について規定しております。

第18条、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める、委任について規定しております。

附則としましては、この要綱は平成31年4月1日から施行するものとなっております。

以上、簡単な説明ですがご審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

教育長（長谷雄二）

前回の定例会で本要綱の概要について担当課長からの説明がございました。本4月の定例会において要綱ができましたので、改めて担当課長からの説明がございましたが、ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいですね。

ご質問、ご意見等がないようですので、本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第3、報告第16号、大阪狭山市民間放課後児童会運営事業費補助金交付要綱については承認されました。

続きまして、日程第4、報告第17号、埋蔵文化財包蔵地についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

谷次長。

教育部次長兼歴史文化グループ課長（谷 義浩）

それでは、報告第17号、埋蔵文化財包蔵地についてご報告させていただきます。

資料の35、36ページをご覧ください。

文化財保護法第93条では、周知の埋蔵文化財包蔵地について、「貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地」と定義されていますが、その周知の埋蔵文化財包蔵地の中で、土木工事等の目的で掘削工事をしようとするものは、文化財保護法第93条第1項に基づき、工事着工の60日前までに届け出る義務が生じます。この周知の埋蔵文化財包蔵地に関しまして、大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱基準におきまして埋蔵文化財包蔵地については、府教育委員会と取り扱いについて協議するものとなっております。

このたび埋蔵文化財包蔵地につきまして、2

件の追加と1件の区域変更について、協議が整いましたのでご報告させていただきます。

まず1点目は、下高野街道でございます。下高野街道は、大阪市四天王寺からの高野参りへの街道でございまして、狭山池を管理していた池守田中家が所在する池尻村、狭山池北堤、狭山藩陣屋上屋敷南端部を通る街道でございます。文献史料と絵図から知られる知見のほか、近年実施した街道に面する土地での発掘調査の結果等から新たに包蔵地とするものでございます。

範囲におきましては、36ページに記載しております29番になりまして、堺市との市境界、池尻北1丁目から南に下りまして狭山池の北堤を東に向かい中高野街道合流地点、狭山2丁目に至る道でございます。

2件目は、池守田中家跡でございます。池守田中家跡は、池尻中1丁目に所在し、江戸時代以降、狭山池の管理にかかわり記録を作成し保管するなど史跡狭山池と密接にかかわっていた家でございます。田中家文書に記録がある邸宅の範囲を新たに包蔵地とするものでございます。

36ページの資料でいきますと、28番に該当いたします。

3点目は、狭山新宿遺跡でございます。狭山新宿遺跡は、狭山池の樋役人の住居が軒を連ねた地区でございます。平成29年度に実施した中高野街道に面する箇所での調査の結果、狭山新宿遺跡の広がりが認められる遺物、遺構を確認したことにより文献史料と絵図から知られる知見、現在残っている地割や小字などから包蔵地の範囲を拡大するものでございます。範囲は資料の21番になりまして、狭山池の東側になります。狭山1丁目から5丁目の中高野街道の両側の約109メートルでございます。

なお、今回の追加等によりまして、本市の主値の埋蔵文化財包蔵地につきましては29カ所となります。

以上、簡単な説明ではございますが、ご報告とさせていただきます。

教育長（長谷雄二）

ただいま担当の説明について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

山崎委員。

教育長職務代理人（山崎 貢）

埋蔵文化財包蔵地に指定された場合、市としてはどのような対応が必要なのですか。

教育長（長谷雄二）

谷次長。

教育部次長兼歴史文化グループ課長（谷 義浩）

指定というよりも、周知する包蔵地ということとして、発掘調査を行うときは、発掘届という届出の義務があり、工事着工の60日前までに市を通じて大阪府に提出していただくことになります。

教育長（長谷雄二）

山崎委員。

教育長職務代理人（山崎 貢）

文化財包蔵地前と包蔵地になった場合には、発掘等がない場合には何ら以前と変わらない対応ということでよろしいんですか。

教育長（長谷雄二）

担当。

教育部次長兼歴史文化グループ課長（谷 義浩）

発掘届を提出していただいた時点で、記入内容等を踏まえて、府と協議し、ここは発掘調査する必要がある場所なのかどうかを判断させてもらって、指示させてもらうことになります。

教育長職務代理人（山崎 貢）

わかりました。

教育長（長谷雄二）

よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見、ご質問等がないよ

うですので、本案を原案のとおり承認すること  
にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第4、報告第17号、埋蔵文化財包蔵地に  
ついては承認されました。

本日の議案は以上でございます。

これをもちまして、本日の教育委員会定例会  
議を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証す  
るため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会教育長職務代理者

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員